



平成 19 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 新 井 組
代 表 者 名 取 締 役 社 長 酒 井 松 喜
(コード番号 1854 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 副 本 部 長
山 下 博 行
(TEL. 0798-26-8156)

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 67 期（自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 12 月 31 日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項があったため、下記のとおり、本日付で訂正報告書を近畿財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 3 月 30 日に提出いたしました第 67 期（自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 12 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

3 配当政策

及び

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

利益配分につきましては、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様へ安定的に利益還元することを基本方針としております。

当期(第 67 期)の配当につきましては、受注環境が依然として厳しい状況が続いているため、業績及び経営環境等を総合的に勘案して引き続き無配といたしました。

内部留保につきましては、有利子負債の圧縮等財務体質の強化を行うための資金に充当いたします。

なお、当社は、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

(訂正後)

利益配分につきましては、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様へ安定的に利益還元することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度(第 67 期)の配当につきましては、受注環境が依然として厳しい状況が続いているため、業績及び経営環境等を総合的に勘案して引き続き無配といたしました。

内部留保につきましては、有利子負債の圧縮等財務体質の強化を行うための資金に充当いたします。

なお、当社は、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

① ～ ⑤ <略>

(訂正前)

⑥ ⑦ ⑧ 記載なし

(訂正後)

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(イ) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(ロ) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(ハ) 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)がその職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が定める範囲で免除することができる旨を定款に定めております。

以 上